

証券コード 414A

2025年11月10日

(電子提供措置の開始日 2025年11月4日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号

株式会社オーバーラップホールディングス

代表取締役社長 永 田 勝 治

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hd.over-lap.co.jp/ir/stock/meeting>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「オーバーラップホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「414A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、2025年11月25日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午後3時
2. 場 所 東京都品川区西五反田八丁目1番5号
五反田光和ビル オーバーラップホールディングス本社
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第4期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「出版・映像・音楽・ゲーム・グッズなどあらゆるメディアと才能を結集し、新しい時代の総合エンターテインメントパブリッシャーを目指す」という経営ビジョンのもと、クリエイターの才能の発掘を通じてIPの創出を促進し、書籍出版やアニメ化など多様な作品の展開を行うことで、業界や国境を越える事業拡大を推進してまいりました。ライトノベル・コミックスをはじめとしたコンテンツIPを創出し、保有するIPを基軸として、メディアミックス展開や海外へのライセンスなどを含むIP価値最大化に取り組んでおります。

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安によるインバウンド需要や賃上げなどの雇用改善により、生産、貿易、消費などの経済活動が緩やかな回復傾向となっている一方、資源エネルギーの高騰による物価上昇の影響を受け、実質個人消費の回復ペースは鈍化しております。当社グループを取り巻く事業環境としては、紙の出版市場が縮小している一方で、電子出版へのシフトによってコンテンツ自体に対する需要は底堅く推移しており、このうち特に電子コミックス領域については高い成長がみられております。

このような環境の中、当社グループは継続的な新規IPの創出と、保有する既存IP価値の維持向上への取り組みを継続することにより、着実に収益を積み上げております。当連結会計年度においては、当社グループが原作を保有するアニメ作品が7作品放映開始となるなど、当社グループが保有するIPをもとにしたメディアミックス展開への取り組みについても注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上収益8,535百万円（前期比1.6%増）、売上総利益4,537百万円（前期比7.2%減）、営業利益3,026百万円（前期比40.7%増）、税引前利益2,872百万円（前期比61.9%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,067百万円（前期比80.1%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
2024年12月1日付で、株式会社Musaを存続会社、連結子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスを消滅会社とする吸収合併を実施し、商号を株式会社オーバーラップホールディングスへ変更いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	(IFRS)	(IFRS)	(IFRS)
	第 2 期 (2023年 8 月期)	第 3 期 (2024年 8 月期)	第 4 期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 収 益 (百万円)	7,781	8,403	8,535
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	806	1,147	2,067
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	40.33	57.38	103.36
資 産 合 計 (百万円)	19,346	18,223	18,575
資 本 合 計 (百万円)	6,817	6,766	8,128
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	340.85	338.30	406.40

(注) 1. 当社は、第 2 期より国際会計基準 (IFRS) による連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2025年3月11日付で普通株式 1 株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的 1 株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	(日本基準)	(日本基準)	(日本基準)	(日本基準)
	第 1 期 (2022年 8 月期)	第 2 期 (2023年 8 月期)	第 3 期 (2024年 8 月期)	第 4 期 (当事業年度) (2025年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	－	－	－	309
経 常 損 失 (△) (百万円)	△23	△26	△24	△6
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△24	△5	△25	△59
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△1.21	△0.29	△1.28	△2.97
総 資 産 (百万円)	6,857	6,865	6,875	11,522
純 資 産 (百万円)	6,856	6,851	5,627	4,859
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	342.85	342.56	280.13	241.72

- (注) 1. 当社は、2024年12月1日を効力発生日として株式会社Musaが旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併した上で商号変更しております。
2. 当社は、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社オーバーラップ	101百万円	100.0%	当社グループのエンターテインメント事業の運営
株式会社オーバーラップ・ス	9	100.0	当社グループのエンターテインメント事業の運営

(注) 当社は、2024年12月1日を効力発生日として株式会社Musaが旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併した上で商号変更しております。

② 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額の合計額	当 社 の 総資産額
株式会社オーバーラップ	東京都品川区西五反田八丁目1番5号	9,314 百万円	11,522 百万円

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保・育成

当社グループのコンテンツIPは小説投稿サイトやSNSを通じて、当社グループの編集担当者の目利きにより発掘され、その後作品として刊行されます。そのため編集担当者には幅広い知識とスキルが求められます。

また、消費者ニーズを的確に捉えたコンテンツIPの創出とあわせて、IP数の増加への取り組みを重視しており、今後当社グループの成長を支える編集担当者の確保は非常に重要であるものと認識しております。

当社グループでは、中途採用を積極的に活用することに加え、定期的に新卒採用を実施することで、将来の成長を担う人材を確保できるよう努めております。また、採用後においても、当社グループで存分に力を発揮できるよう、業務を通じたトレーニングのほか、研修制度等の充実にも努めております。

② 魅力的なコンテンツIPの創出

当社グループのビジネスモデルは魅力的なコンテンツIPに支えられております。魅力的なコンテンツIPの源泉はクリエイターが生み出すものであり、クリエイターとの関係構築は非常に重要であると認識しております。

当社グループとしては、既存の取引関係があるクリエイターと良好な関係を継続することとあわせて、新規IPの創出の過程において新たなクリエイターとのつながりを持ち、関係性を深めていくよう努めております。

③ 海外展開

当社グループでは現在、ライセンスを中心として海外への販売を行っております。海外のコンテンツIP市場は今後高成長が見込まれることもあり、当社グループでは既存ライセンス国におけるライセンシー拡大や、ライセンス先の地域の拡大などに取り組んでまいります。

④ 財務体質の強化

当社グループは、継続的で安定した事業基盤の構築に向けて、高い収益性とキャッシュ・フロー創出力を重視した経営を徹底し、株主還元や成長投資とのバランスに留意しつつ、強固な財務体質を維持することが重要な課題であると考えております。

⑤ 内部管理体制の更なる強化

当社グループの更なる成長のためには、業務の効率化や、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の更なる強化が重要な課題であると認識しております。今後も、事業上のリスクを適切に把握・分析した上で、リスク管理規程やコンプライアンス規程等の改定、社内教育の充実等を通じて、適正な内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成され、主にライトノベル（注）やマンガをはじめとしたコンテンツIP（Intellectual Property）を取り扱うエンターテインメント事業（単一セグメント）を運営しており、持株会社である株式会社オーバーラップホールディングスと事業を担う株式会社オーバーラップと株式会社オーバーラップ・プラスから構成されております。

（注）イラスト付きの娯楽小説

(6) 主要な営業所及び工場（2025年8月31日現在）

① 当社

本	社	東京都品川区
---	---	--------

② 子会社

株 式 会 社 オ ー バ ー ラ ッ プ	東京都品川区
株式会社オーバーラップ・プラス	東京都品川区

(7) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンターテインメント事業	85（14）名	18名増（2名増）
合 計	85（14）	18名増（2名増）

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社グループはエンターテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6（－）名	6名増（－）	37.0歳	3.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、グループ企業からの転籍・受入出向者については転籍前の在籍会社や出向元における勤続年数を含めて記載しております。
3. 使用人数が前事業年度末と比べて6名増加しておりますが、これは、2024年12月1日を効力発生日として、株式会社Musaが連結子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併したこと等によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,378百万円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	761
株 式 会 社 横 浜 銀 行	688
株 式 会 社 南 都 銀 行	370
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	344

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は株式を2025年10月3日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年8月31日現在）

① 発行可能株式総数 80,000,000株

（注）2025年3月11日付にて実施した定款変更に伴い、発行可能株式総数は79,600,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 20,000,000株

（注）2025年3月11日付にて実施した株式分割（1株を200株に分割）に伴い、発行済株式の総数は19,900,000株増加しております。

③ 株主数 11名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
N I C F u n d I I C a y m a n , L P	3,473千株	17.37%
C e r a s u s F u n d I I C a y m a n , L P	2,923	14.62
W i s t e r i a F u n d I I C a y m a n , L P	2,828	14.14
C a m e l l i a F u n d I I C a y m a n , L P	2,664	13.32
株 式 会 社 小 学 館	2,000	10.00
株 式 会 社 ポ ケ モ ン	2,000	10.00
K K N 合 同 会 社	1,200	6.00
O S K 合 同 会 社	1,000	5.00
岩 崎 篤 史	1,000	5.00
永 田 勝 治	800	4.00

（注）自己株式は所有していません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2023年11月10日
新 株 予 約 権 の 数		4,850個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 970,000株 (新株予約権 1 個につき 200株) (注) 1
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1 個当たり 4,050円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 127,745円 (1 株当たり 639円) (注) 2
権 利 行 使 期 間		2023年11月13日から2033年11月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く)	新株予約権の数 4,500個 目的となる株式数 900,000株 保有者数 3名

※ 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は200株です。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初1株につき金639円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - (a) 639円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 639円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、639円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、639円を下回る価格となったとき。

- (e) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が639円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回ったとき。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
 - ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、従業員もしくは顧問、又は業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の取締役）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ⑥ 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、これらの場合に該当する前に本新株予約権を行使する正当な理由があると取締役会（発行会社が取締役会非設置会社である場合は過半数の取締役）が認めた場合はこの限りではない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議又は過半数の取締役による決定）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは以下のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社又はその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨

を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.

(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から各新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

各新株予約権の資本組入額の条件に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2024年11月26日	
新 株 予 約 権 の 数		944個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 188,800株（新株予約権 1 個につき 200株）（注） 1	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 158,983円（1 株当たり 795円）（注） 2	
権 利 行 使 期 間		2026年11月27日から2036年11月26日まで	
行 使 の 条 件		（注） 3	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	175個 35,000株 3名
	子会社の使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数	769個 153,800株 19名

※ 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は200株です。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、当初1株につき金795円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - (a) 795円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 795円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、795円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、795円を下回る価格となったとき。

- (e) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が795円（ただし、上記2.において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回ったとき。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は関連会社の取締役、従業員もしくは顧問、又は業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の取締役）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、これらの場合に該当する前に本新株予約権を行使する正当な理由があると取締役会（発行会社が取締役会非設置会社である場合は過半数の取締役）が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 新株予約権者は、以下の各号に掲げる期間において、権利者が割当てを受けた本新株予約権の数に当該各号の割合（以下、「ベスティング割合」という。）を乗じて算定された数（1個未満の端数は切り上げる。以下の各号に掲げる期間より前の期間に行使した本新株予約権は控除する。）を上限として本新株予約権を行使することができる。
- (a) 本上場日から2年を経過した日まで：3分の1
- (b) 本上場日から2年を経過した日の翌日から本上場日から4年を経過した日まで：3分の2
- (c) 本上場日から4年を経過した日の翌日以降：100%

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議又は過半数の取締役による決定）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日（当社が取締役会非設置会社である期間中は過半数の当社取締役による決定によって別途定める日）の到来をもって、行使が

できなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱いは以下のとおりです。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社又はその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.

(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から各新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

各新株予約権の資本組入額の条件に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	永 田 勝 治	株式会社オーバーラップ 代表取締役社長 株式会社オーバーラップ・プラス 取締役
代 表 取 締 役 副 社 長	原 田 直 樹	株式会社オーバーラップ 代表取締役副社長 株式会社オーバーラップ・プラス 代表取締役社長
取 締 役	岸 川 雄 吾	管理部長 株式会社オーバーラップ 取締役 株式会社オーバーラップ・プラス 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	名 子 俊 男	株式会社オーバーラップ 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	谷 田 昌 広	株式会社Fast Fitness Japan社外取締役（監査等委員） 株式会社AFJ Project監査役 ACワークス株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	秋 里 英 寿	株式会社日本企業成長投資 パートナー 株式会社オーバーラップ 社外取締役 Japan Eyewear Holdings株式会社 取締役（監査等委員） Four Nines Limited Director 株式会社サング 社外取締役 ピーロート・ジャパン株式会社 社外取締役 株式会社ティ・アイ・シイ 取締役 トーテックアメニティ株式会社 取締役 TS株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役名子俊男、谷田昌広及び秋里英寿の各氏は、社外取締役です。
2. 取締役（常勤監査等委員）名子俊男氏は、プライム上場企業等における監査役を歴任し、他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しております。
- ・取締役（監査等委員）谷田昌広氏は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また、経営者としてもプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）秋里英寿氏は、他企業の役員を歴任し企業経営に深く携わっており、経営・財務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、会計監査人及び内部監査担当等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、名子俊男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2025年2月21日をもって、横山淳氏は社外取締役を辞任いたしました。横山淳氏の退任時における重要な兼職は、株式会社日本企業成長投資のパートナーです。
5. 取締役名子俊男、谷田昌広の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当会社（会社法上の子会社を含む）、及び、その役員等（会社法上の取締役、監査役、管理職従業員）、並びに、退任した役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償及び法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、以下のとおり、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この項においては同じ。）全員及び監査等委員全員のそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。なお、定款上の取締役員数は10名以内、監査等委員である取締役員数は5名以内です。

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置し、委員長を独立社外取締役としております。指名報酬諮問委員会では、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議の上、取締役会に答申することとしております。

・ 取締役報酬額

年額500百万円（2024年11月26日定時株主総会決議）

・ 監査等委員である取締役報酬額

年額100百万円（2024年11月26日定時株主総会決議）

〔監査等委員である取締役以外の取締役の報酬決定の基本方針〕

1. 役員報酬決定の基本方針

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬諮問委員会を設置し、委員長を独立社外取締役としております。指名報酬諮問委員会では、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議の上、取締役会に答申することとしております。

役員報酬決定方針については、2024年11月26日開催の取締役会において決議されており、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、固定月額報酬で構成されており、役職、役位及び業績の状況に応じて報酬金額を検討しております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、指名報酬諮問委員会において審議した上で報酬案を決定し、当該原案に基づき、代表取締役が取締役の個人別報酬を決定しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2. ストック・オプション

ストック・オプションについては、2023年11月10日開催の株主総会決議に基づき、取締役に対して有償にて新株予約権を付与しております。なお、有償新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格で発行するものであり、対象取締役に特に有利な条件としない範囲で発行し、割り当てを行っております。割当数の決定方法は、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、株主総会で決定しております。有償新株予約権については、「2. 会社の現況 (2) 新株予約権等の状況 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりです。

〔監査等委員である取締役の報酬〕

監査等委員である取締役の報酬は、2024年11月26日開催の定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する固定基本報酬で構成されております。基本報酬の方針は、持続的な企業価値の向上に資する業務執行に関する適法性及び妥当性監査に関する実績及び職責を勘案し決定しております。基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。なお、当事業年度における役員報酬の金額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 及 び 社 外 取 締 役 を 除 く ）	195百万円	195百万円	－	－	5名
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	－	－	－	－	－
社 外 役 員	16	16	－	－	2
合 計	211	211	－	－	7

- (注) 1. 当社は2024年12月1日に旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併しており、2025年8月期の報酬等の金額は、当社に加え、旧株式会社オーバーラップホールディングスの金額を含めて記載しております。また、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）のうち4名の報酬等の総額には、連結子会社からの役員報酬を含めております。
2. 上表には、2024年11月26日開催の旧株式会社オーバーラップホールディングスの定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

ハ. 社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役監査等委員 名子俊男は、プライム上場企業等における監査役を歴任し、他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は当社の連結子会社である株式会社オーバーラップの監査役を兼職しております。
- ・ 社外取締役監査等委員 谷田昌広は、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験を持ち、また経営者としてもプライム上場企業における財務経理・管理部門を中心に幅広く豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。その他同氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役監査等委員 秋里英寿は、経営・財務に関する相当程度の知見を有しているほか、他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験から有益な助言を行えるものと判断しております。また、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的取引又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は当社の連結子会社である株式会社オーバーラップの社外取締役を兼職しておりますが、その他同氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員) 名子 俊男	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 他業種における豊富な経験と多岐にわたる幅広い知識・情報などに基づく高い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 谷田 昌広	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 プライム上場企業における財務経理・管理部門での要職、及び、資本市場・国際ディールの知識並びに豊富な経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員) 秋里 英寿	当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。 他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 横山 淳	当事業年度に開催された取締役会のうち、2025年2月21日付で辞任するまでに開催された取締役会3回すべてに出席いたしました。 他の企業の役員を歴任しており、各業界からの幅広い見識及び経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 当社は2024年12月1日付で、株式会社Musaを存続会社、連結子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスを消滅会社とする吸収合併を実施し、商号を株式会社オーバーラップホールディングスへ変更いたしました。2025年8月期における取締役会及び監査等委員会の開催回数については、当該吸収合併後における回数を記載しております。なお、旧株式会社オーバーラップホールディングスは2023年11月28日付で監査等委員会設置会社に移行しており、吸収合併前においても取締役会及び監査等委員会を開催しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

三優監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査報酬見積の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任及び解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

(5) 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としており、2026年8月期以降については配当性向40%を目安として配当を実施する方針です。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、これらの剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。内部留保資金につきましては、当社の企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。なお、当社は、毎年2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

2025年8月期の配当につきましては、1株当たり36.2円（配当性向35%）の配当を実施する予定です。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループは、「内部統制の構築に関する基本方針」を定め、取締役や従業員の職務の執行が適切に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制づくりに努めております。当社グループの「内部統制の構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - ・ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの構築に関する基本方針を定めるとともに、取締役及び使用人の法令等遵守を徹底する。
 - ・ 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を一定割合以上継続して選任する。
 - ・ 当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役で過半数を構成する「指名報酬諮問委員会」を設置し、役員選任及び役員報酬決定のプロセスについて透明性を確保する。
 - ・ 法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、取締役及び使用人に行動規範を明示するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス規程を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図る。
 - ・ 法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、社内窓口、監査等委員窓口、社外窓口を設けコンプライアンス違反等の情報を直接、連絡できるルートを確保する。なお、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等、通報者の保護を徹底する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - ・ 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書・契約・電子取引データ管理規程等の社内規程を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。
 - ・ 当社の取締役の職務執行に係る重要な情報については、関係法令等の定めに従い適時適切な開示に努めるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - ・ 当社は、社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの識別及びリスクの低減並びにリスク発生の未然防止に努める。
 - ・ 会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク管理規程を定め、適

切かつ迅速に対応する体制を整備する。

- ・情報セキュリティ管理規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・当社取締役会は、法令及び取締役会規程で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ・当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、当社に、経営会議を設置し、当社及び子会社の業務執行に関する重要な事項の審議を行い、当社取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で職務を執行する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ・当社は、子会社との緊密な連携のもと、企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努める。
- ・当社は、関係会社管理規程に基づいて、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項又は当社への報告事項とする。
- ・当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、業務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築する。
- ・当社のリスク・コンプライアンス委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の役職員からも直接に通報が行えるなど、子会社との連携を図り、グループ一体の運営を行う。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について

- ・取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
- ・補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査等委員会の承諾を得るものとする。

7. 第6項の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に任命された職員は、監査等委員会の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。
8. 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制について
- ・ 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ・ 社長を含む主要な監査等委員でない取締役は、監査等委員と定期的に会合を行い、意思疎通を図る。
 - ・ 職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役及び使用人が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行う。
9. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について
- ・ 関係会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることとする。
 - ・ 当社は、グループ共通の内部通報制度を設けており、子会社の取締役、監査役及び使用人からの通報については、当社の監査等委員会も直接の窓口とする。
10. 第8項又は第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ・ 当社及び子会社のコンプライアンス規程において、第8項又は第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - ・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が、その職務を適切に遂行するため、当社及び子会社の監査等委員又は監査役との意思疎通、情報の提供・交換を図る。
 - ・当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規則に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。
 - ・監査等委員会は、監査の実施にあたり内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を保つ。
13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について
 - ・当社の反社会的勢力等排除規程において、反社会的勢力・団体との関係不保持を定める。
 - ・反社会的勢力への対応については、反社会的勢力等対応マニュアルを定め、顧問弁護士及び所轄警察署又は暴迫センターと緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努める。
 - ・当社所定の標準契約書式に反社会的勢力排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等、反社会的勢力排除に取り組む。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況について確認を実施しております。当事業年度に実施した当社グループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に関する取り組みについて

取締役会は、社長を議長とし、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に対する迅速な意思決定を行っております。これらの取締役会における実効性を高めるため、社外取締役に積極的に意見を求めるようにしております。また、取締役会は計6名の取締役により構成され、そのうち3名が社外取締役となっております。
2. 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は原則として月1回開催しております。但し、緊急に協議すべき問題点等が生じた場合は、臨時に監査等委員会を招集しております。

監査等委員会は、3名の監査等委員である取締役（うち3名が社外取締役）によって構成されており、監査等委員は、監査等委員会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。監査等委員は、取締役及び部門長等と意見交換を行う

ほか、内部統制システム及びリスク・コンプライアンス管理体制の充実に向け監査活動を行っております。これらの職務の遂行に加えて、会計監査人から監査状況を聴取するとともに、会計監査人及び内部監査担当者との三者間の連携を密にすることにより、経営監視機能の充実を図っております。

3. コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組み

当社は、コンプライアンスを経営の基本と位置付け、コンプライアンスを維持し推進することにより、もって当社グループの社会的責任を全うすることを目的とした「コンプライアンス規程」を定め、役職員に対し、コンプライアンスに関する重要性を理解し、コンプライアンスを最重要の行動規範と位置づけて行動することを義務としております。

また、リスク管理に関して「リスク管理規程」を定めると共に、社長を委員長とし、当社社内取締役、監査等委員、部長、各子会社代表者及び委員長が必要と認めた者を委員として構成されるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なリスク管理体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、四半期に一度リスク・コンプライアンス委員会を開催し、各委員よりコンプライアンス及びリスク管理に関する情報共有と対処内容についての確認を行っております。

連結財政状態計算書

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産	6,539	流動負債	2,934
現金及び現金同等物	2,796	営業債務及びその他の債務	1,566
営業債権及びその他の債権	3,230	借入金	486
棚卸資産	291	リース負債	74
その他の流動資産	221	未払法人所得税	192
		引当金	20
非流動資産	12,035	契約負債	65
有形固定資産	64	その他の流動負債	528
使用権資産	215		
のれん	7,679	非流動負債	7,513
無形資産	3,986	借入金	5,931
その他の金融資産	73	リース負債	147
その他の非流動資産	16	その他の金融負債	267
		退職給付に係る負債	48
		引当金	27
		繰延税金負債	1,090
		負債合計	10,447
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	8,128
		資本金	10
		資本剰余金	4,993
		利益剰余金	3,124
		資本合計	8,128
資産合計	18,575	負債及び資本合計	18,575

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上収益	8,535
売上原価	3,998
売上総利益	4,537
販売費及び一般管理費	1,510
営業利益	3,026
金融収益	3
金融費用	158
税引前利益	2,872
法人所得税費用	805
当期利益	2,067
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,067

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結包括利益計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
当期利益	2,067
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	△0
純損益に振り替えられることのない項目合計	△0
税引後その他の包括利益	△0
当期包括利益	2,066
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者	2,066

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素	
				確定給付制度 の再測定	
2024年9月1日残高	50	5,657	1,058	－	6,766
当期利益	－	－	2,067	－	2,067
その他の包括利益	－	－	－	△0	△0
当期包括利益合計	－	－	2,067	△0	2,066
減資	△40	40	－	－	－
配当金	－	△708	－	－	△708
株式報酬取引	－	4	－	－	4
その他の包括利益累計額か ら利益剰余金への振替	－	－	△0	0	－
所有者との取引額合計	△40	△664	△0	0	△704
2025年8月31日残高	10	4,993	3,124	－	8,128

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社オーバーラップ
株式会社オーバーラップ・プラス

連結子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスは、当社との吸収合併に伴い、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 金融資産の評価基準及び評価方法

イ. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産に関しては、当社グループが当該金融資産の契約の当事者となった取引日に当該金融資産を当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

ロ. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

Ⅰ. 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

Ⅱ. 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

ハ. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

二. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として加重平均法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれております。各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	9～10年
工具器具及び備品	2～8年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 無形資産の償却方法

無形資産については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

コンテンツ資産 1年

契約関連資産 2年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続的に使用可能であり、かつ、予見可能な将来にわたってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については償却を行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

⑤ リース

当社グループは、契約時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定のコストに、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直し又はリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては認識に関する免除規定を適用しており、使用権資産及びリース負債を認識せず、費用を定額で認識しております。

⑥ のれんに関する事項

取得のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び負債の公正価値正味価額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんにその超過額として計上測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。当初認識後ののれんについては、連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。減損については、「⑦ 非金融資産の減損」に記載しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産について、個々の資産又は資金生成単位に係る減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損テストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

過去に減損損失を認識したのれん以外の資産については、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能性を見積もり、回収可能価額が帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限としております。

⑧ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いており、時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

当社グループは重要な引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借オフィス等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑨ 従業員給付

イ. 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点でコストとして認識しております。賞与の支払及び有給休暇に係る費用については、法的、若しくは推定的な債務を有し、かつ信頼性をもって金額を見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ. 退職後給付

従業員の退職後給付制度については、確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間をもとに割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しております。

⑩ 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

イ. 紙書籍売上

紙書籍売上高は、当社グループが出版した紙の書籍を、書店と出版社をつなぐ流通業者（以下、「取次」という。）を介して各書店に販売する事業から生じる収益であり、取次に書籍を受け渡した時点で取次が当該書籍に対する支配を獲得していることから、その時点で履行義務が充足されると判断し、受渡時に収益を認識しております。また、紙書籍の販売については、出版業界における特殊な慣行として、取次及び書店に配本した出版物について、配本後も返品を受け入れることを条件とする委託販売制度があるため、発生し得ると考えられる予想返品額を、返品率等を計算基礎として算出し、収益の額から控除する方法を用いて取引価格を算定しております。この結果、返金負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

ロ. 電子書籍

電子書籍売上高は、当社グループが出版した書籍の電子データを、各電子ストアを通じて一般消費者に販売する事業から生じる収益であり、一般消費者が当該書籍の電子データを電子ストアにおいて購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該購入時に収益を認識しております。

ハ. コンテンツ電子配信サービス コンテンツ電子配信サービス事業においては、アプリ等を通じて顧客である一般消費者に電子書籍配信サービスを行っており、一般消費者がアプリ等において、電子書籍を購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該購入時に収益を認識しております。

⑪ 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。
決算日における外貨建貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートで機能通貨に換算しております。
公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

⑫ 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。
ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テスト

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

イ. のれん	7,679百万円
ロ. 商標権（無形資産）	3,885百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、減損損失の算定にあたって概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

当社グループは、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産に関する減損テストにおいて、回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した今後3年度分の事業計画と予測を超える期間における成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の割引率12.9%により現在価値に割引いて算定しております。成長率は、資金生成単位又は資金生成単位グループの属する産業もしくは国における長期の平均成長率を勘案して1.0%と決定しており、市場の長期の平均成長率を超過していません。

事業計画は、主要な仮定である当該事業の将来の売上収益の推移を含んでおり、当該事業の将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部及び内部情報を加味したうえで作成しております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合には減損が発生するリスクがありますが、使用価値は当該資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、使用価値が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 38百万円

(2) 財務制限条項

株式会社オーバーラップホールディングスが株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする銀行団に対して負っている債務においては、以下の財務制限条項が設定されております。

① 純資産

各年度の決算期末の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年8月に終了する決算期の末日における借入人の連結の財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の70%の金額かつ30億円以上に維持すること。

② 利益維持

各年度の決算期末における連結ベースの営業損益又は純損益のいずれか一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。ただし、取得原価配分手続（P P A）を通じて認識される無形資産（契約関連資産）償却費を足し戻す。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,000,000株

※ 2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、発行済株式数が19,900,000株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	708	7,087.00	2024年8月31日	2024年11月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年10月15日 臨 時 取 締 役 会	普通株式	資本剰余金	724	36.20	2025年8月31日	2025年11月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、純有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び自己資本比率です。

② 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

③ 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結計算書類に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値です。当連結会計年度末において、金融商品の信用リスクに重要性はありません。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、必要となる流動性については、基本的に、営業活動によるキャッシュ・フローにより確保しており、継続的にキャッシュ・フローをモニタリングすることで、流動性リスクを管理しております。

⑤ 金利リスク管理

当社グループが保有する金融負債の一部については、約定金利が設定されており、変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の影響を受けることから、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

(2) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

イ. 公正価値の算定方法 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

その他の金融資産、その他の金融負債の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しております。

（借入金）

借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額によっております。

ロ. 償却原価で測定する金融商品 償却原価で測定する金融商品は、帳簿価額と公正価値は近似していることから、帳簿価額と公正価値の比較表は作成しておりません。

ハ. 公正価値で測定する金融商品 公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、重要性が乏しいため開示を省略しております。

二. 評価プロセス レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ、承認されております。

ホ. レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品については、重要性が乏しいため開示を省略しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益分解は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売上収益		
	自社IP	他社IP	合計
紙書籍	1,468	67	1,536
電子書籍	5,743	2	5,746
その他	1,211	42	1,253
合計	8,423	112	8,535

(2) 契約残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,990	3,230
契約負債	70	65

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高70百万円はすべて、当連結会計年度の売上収益として認識しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 406円40銭

(2) 基本的1株当たりの当期利益 103円36銭

(注) 2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たりの当期利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	306	流 動 負 債	521
現 金 及 び 預 金	130	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	486
売 掛 金	124	未 払 金	16
前 払 費 用	12	未 払 法 人 税 等	2
未 収 収 益	38	預 り の 金 他	1
そ の 他	0		6
			9
固 定 資 産	11,216	固 定 負 債	6,141
有 形 固 定 資 産	59	長 期 借 入 金	6,057
建 物	54	資 産 除 去 債 務	27
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5	退 職 給 付 引 当 金	2
		そ の 他	53
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	6,662
ソ フ ト ウ エ ア	0		
投 資 そ の 他 の 資 産	11,155	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	9,394	株 主 資 本	4,834
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,694	資 本 剰 余 金	10
敷 金 及 び 保 証 金	63	資 本 剰 余 金	4,939
繰 延 税 金 資 産	2	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,939
		利 益 剰 余 金	△114
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△114
		繰 越 利 益 剰 余 金	△114
		新 株 予 約 権	24
		純 資 産 合 計	4,859
資 産 合 計	11,522	負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,522

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			309
売 上 総 利 益			309
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			262
営 業 利 益			46
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	41		41
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	94		94
経 常 損 失			6
特 別 損 失			
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	61		61
税 引 前 当 期 純 損 失			68
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1		
法 人 税 等 調 整 額	△9		△8
当 期 純 損 失			59

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新株予約権	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他			
					利益剰余金			
					繰 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	50	3,440	2,167	5,608	△55	5,602	24	5,627
当 期 変 動 額								
資本金からその他資本剰 余 金 へ の 振 替	△40	－	40	40	－	－	－	－
資本準備金からその他資 本 剰 余 金 へ の 振 替	－	△3,440	3,440	－	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	△708	△708	－	△708	－	△708
当 期 純 損 失 （ △ ）	－	－	－	－	△59	△59	－	△59
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△40	△3,440	2,771	△668	△59	△768	－	△768
当 期 末 残 高	10	－	4,939	4,939	△114	4,834	24	4,859

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物及び建物附属設備については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物附属設備

9年～10年

工具、器具及び備品

2年～ 8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

業務委託料収入

契約に基づいた受託業務を子会社に提供することが履行義務であり、当該業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 9,394百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式について、純資産持分額に取得時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等であって実行可能で合理的な事業計画があり、回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。この方針のもと、各社の実質価額を確認するとともに、取締役会で承認された事業計画の実行可能性や合理性について過去の実績との乖離の程度を含めて回復可能性と超過収益力の毀損の有無を判断することにより減損処理の要否を検討しております。さらに、事業計画に基づく重要な仮定は、事業計画の前提となる将来の経営環境や経済情勢の予測により影響を受けますが、一定の仮定において各関係会社の事業計画に当該影響を織り込んだ上で、当該事業年度末における関係会社株式に係る実質価額の回復可能性の見積り及び超過収益力の毀損の有無の判断を行っております。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 31百万円

(2)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 162百万円

長期金銭債務 53百万円

(3)財務制限条項

株式会社オーバーラップホールディングスが株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする銀行団に対して負っている債務においては、以下の財務制限条項が設定されております。

① 純資産

各年度の決算期末の連結財政状態計算書上の資本合計の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年8月に終了する決算期の末日における借入人の連結の財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の70%の金額かつ30億円以上に維持すること。

② 利益維持

各年度の決算期末における連結ベースの営業損益又は純損益のいずれか一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。ただし、取得原価配分手続（P P A）を通じて認識される無形資産（契約関連資産）償却費を足し戻す。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

309百万円

営業取引以外の取引高

受取利息

41百万円

支払利息

10百万円

(2) 抱合せ株式消滅差損

抱合せ株式消滅差損61百万円は、当社の子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併したことによるものです。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	9百万円
税務上の繰越欠損金	275百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	287百万円
評価性引当額	△278百万円
繰延税金資産合計	9百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6百万円
繰延税金負債合計	△6百万円
繰延税金資産の純額	2百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更して計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円) (注1)	科 目	期末残高 (百万円) (注1)
子 会 社	旧株式会社オーバーラップホールディングス (注2)	所有 直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注3)	708	－	－
				利息の支払 (注3)	10	－	－
子 会 社	株式会社オーバーラップ	所有 直接 100.0%	業務委託 資金の貸付 役員の兼任 債務被保証	業務委託料 の受取 (注4)	308	売 掛 金	124
				資金の貸付 (注3)	－	関係会社長期貸付金	1,694
				利息の受取 (注3)	41	未 収 収 益	38
				債務被保証 (注5)	6,543	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 2024年12月1日付にて当社の子会社であった旧株式会社オーバーラップホールディングスを吸収合併しております。そのため、旧株式会社オーバーラップホールディングスは消滅会社となっており、上記取引金額については関連当事者であった期間の内容を記載しております。
- (注3) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注4) 業務委託料については、委託業務に係る人件費等必要経費を勘案し、両社協議の上で決定しております。
- (注5) 当社の金融機関借入に対して債務保証を受けております。なお、取引金額には対応する債務の期末残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

11. 収益認識に関する注記

顧客から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 241円72銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 2円97銭
- (注) 2025年3月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純損失を算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社オーバーラップホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 川	賢 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	米 崎	直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーバーラップホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社オーバーラップホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について

報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月20日

株式会社オーバーラップホールディングス
取締役会 御中

三優監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 川	賢 治
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	米 崎	直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーバーラップホールディングスの2024年9月1日から2025年8月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示事項の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して

いるものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月22日

株式会社オーバーラップホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 名 子 俊 男 ㊞

監 査 等 委 員 谷 田 昌 広 ㊞

監 査 等 委 員 秋 里 英 寿 ㊞

(注) 監査等委員名子俊男、谷田昌広及び秋里英寿は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、各候補の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外取締役で構成する任意の委員会である指名報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	ふ 氏 り が な 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	なが た かつはる 永田 勝治 (1966年6月18日)	1989年 4 月 株式会社リクルート 入社 1996年 4 月 株式会社メディアファクトリー 入社 2012年 2 月 株式会社オーバーラップ 入社 代表取締役社長（現任） 2021年 3 月 株式会社オーバーラップ・プラス代表取締役 2022年 7 月 株式会社オーバーラップホールディングス（現当社）代表取締役社長（現任） 2023年11月 株式会社オーバーラップ・プラス取締役（現任）	千株 2,000
	【取締役候補者とした理由】 永田勝治氏は、当社グループの創業当初より代表取締役として当社の経営を指揮し、当社グループの事業体制を大きく発展させてきた実績があり、今後も当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	は ら だ な お き 原 田 直 樹 (1981年12月13日)	2004年 4 月 株式会社コーエー 入社 2008年 5 月 株式会社メディアファクトリー 入社 2012年 4 月 株式会社オーバーラップ 入社 2021年 3 月 株式会社オーバーラップ・プラス取締役 2022年 7 月 株式会社オーバーラップ取締役 2023年11月 株式会社オーバーラップ代表取締役副社 長（現任） 2023年11月 株式会社オーバーラップホールディング ス（現当社）代表取締役副社長（現任） 2023年11月 株式会社オーバーラップ・プラス代表取 締役社長（現任）	—
【取締役候補者とした理由】 原田直樹氏は、当社グループにおけるエンターテインメント事業の拡大に大きな役割を果たしてきた実績があり、今後も当社グループのさらなる成長のために、取締役候補者といいたしました。			
3	きしかわ ゆうご 岸 川 雄 吾 (1977年12月11日)	2001年 4 月 プライスウォーターハウスクーパースコ ンサルタント株式会社 入社 2003年 3 月 株式会社ゴンゾ・ディジメーション 入 社 2008年 4 月 株式会社メディアファクトリー 入社 2018年 2 月 株式会社アサツーディ・ケイ 入社 2023年 1 月 株式会社オーバーラップ 入社 2023年 6 月 株式会社オーバーラップホールディング ス（現当社） 入社 2023年11月 株式会社オーバーラップホールディング ス（現当社）取締役管理部長（現任） 2023年11月 株式会社オーバーラップ取締役（現任） 2023年11月 株式会社オーバーラップ・プラス取締役 （現任）	—
【取締役候補者とした理由】 岸川雄吾氏は、他社の経営企画・事業管理・財務等の業務を幅広く経験しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当会社（会社法上の子会社を含む）、及び、その役員等（会社法上の取締役、監査役、管理職従業員）、並びに、退任した役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 代表取締役社長永田勝治の所有株式数は、同氏が代表を務める会社であるKKN合同会社が所有する株式数を含んでおります。

株主総会会場ご案内図

会場 株式会社オーバーラップホールディングス本社
東京都品川区西五反田八丁目 1 番 5 号 五反田光和ビル



交通

J R 山手線	五反田駅	徒歩約5分
都営浅草線		
東急池上線		
J R 山手線	大崎駅	徒歩約9分
りんかい線		
東急池上線	大崎広小路駅	徒歩約3分